公害発生等施設廃止届出書

年　　月　　日

那覇産業保安監督事務所長　殿

〒　　　－

住所

氏名（法人は名称及び代表者役職氏名）

（法人番号：　　　　　　　　　　）

　公害発生等施設を廃止したので、電気関係報告規則第４条の表第17号（第17号の２、第17号の２の２）の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場の名称 |  |
| 事業場の所在地 | 〒　　　－ |
| 公害発生等施設の種類 |  |
| 廃止年月日 |  |
| 廃止の理由 | 更新・撤去・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 廃止する施設の概要 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先（TEL） |  |

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　公害発生等施設の種類が複数に該当する場合は、その全て記載すること。

【留意事項】

①この届出の対象となる電気工作物は、次の各法令で規定する施設に該当するものです。

・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第２条第２項に規定するばい煙発生施設

・大気汚染防止法第２条第10項に規定する一般粉じん発生施設

・大気汚染防止法第２条第13項に規定する水銀排出施設

・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第２条第２項に規定する特定施設

・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第２条第２項に規定する特定施設

・水質汚濁防止法第５条第３項に規定する有害物質貯蔵指定施設

・振動規制法（昭和51年法律第64号）第３条第１項の規定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第２条第１項の特定施設に該当するもの

・騒音規制法（昭和43年法律第98号）第３条第１項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第２条第１項の特定施設に該当するもの